

指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備について

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともない、平成 24 年度中に、障害者自立支援法（平成 25 年 4 月からいわゆる「障害者総合支援法」）及び児童福祉法に定めるサービス事業所や施設等に係る従業者や設備及び運営に関する基準について必要な条例の整備を行うもの。

2 対象となる法律及び基準等

(1) 障害者自立支援法

- ・ 指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準
- ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
- ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 児童福祉法

- ・ 指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

3 条例化にあたっての考え方

各施設等とも、現行の基準に基づき、人員の配置、設備の整備及び運営がなされ、特に支障は認められないことから、条例で定める内容は、基本的に現行の基準どおりとする。

4 パブリックコメントの実施

下記の通りパブリックコメントを実施

(1) 意見募集期間

平成 24 年 9 月 10 日(月)から平成 24 年 10 月 9 日(火)までの 1 か月間

(2) 広報等

- ・ 市政だより（9月号）
- ・ 仙台市ホームページへの掲載

(3) 意見の提出方法

仙台市ホームページ又は障害企画課へ備え付ける「意見応募用紙」に記載のう
え、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかにより提出。

なお、健康福祉局で統一して実施するため、提出先は健康福祉局総務課。